

ジェコス株式会社定款



ジェコス株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ジェコス株式会社と称し、英文では、GECOSS CORPORATION と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、国内外において次の事業を営むことを目的とする。

- 1 土木建築材料の製造、賃貸、運送、修理ならびに販売
- 2 建設機械、金属加工機械、電気機械および車輛の製造、賃貸、運送、修理ならびに販売
- 3 事務用機器、家庭用電気製品および家具の賃貸、運送、修理ならびに販売
- 4 土木、建築、鋼構造物、管工事の請負および設計、施工ならびに工事監理
- 5 倉庫業
- 6 損害保険代理業ならびに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- 7 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は 97,500,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- 2 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる

株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、11名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

② 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任は累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④ 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役、役付取締役の選任)

第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議により取締役社長を定める。

(招集、招集者および議長)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。

ただし、取締役全員の同意があるときはこの限りでない。

② 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

③ 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出

席取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第 25 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役の責任限定契約)

第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員会)

第 27 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(招 集)

第 28 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、監査等委員全員の同意があるときはこの限りでない。

(決議の方法)

第 29 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 31 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に行う。

(中間配当)

第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規定によ

る剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第33条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときには、当会社は、その支払義務を免れるものとする。(未払配当金に対しては、利息をつけない。)

附 則

当会社は、第59回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

制定	昭和43年6月20日	改正	平成12年6月29日
改正	昭和50年11月27日	改正	平成13年6月28日
改正	昭和52年1月27日	改正	平成14年6月27日
改正	昭和56年7月30日	改正	平成15年6月27日
改正	昭和58年12月23日	改正	平成16年6月29日
改正	平成元年12月22日	改正	平成18年6月29日
改正	平成2年6月29日	改正	平成21年6月26日
改正	平成3年6月27日	改正	平成23年6月24日
改正	平成4年6月26日	改正	平成24年6月28日
改正	平成5年6月29日	改正	平成25年6月27日
改正	平成6年6月24日	改正	平成27年6月23日
改正	平成7年6月29日	改正	令和4年6月23日
改正	平成8年6月27日	改正	令和5年6月22日
改正	平成11年6月29日	改正	令和8年6月25日